みんなで取り組もう

しょうがい しゃ さ べつ かいしょう ほう

障害者差別解消法

～誰もが暮らしやすいまちへ…～

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

障害者差別解消法とは…？

平成28年（2016年）4月からはじまりました。

この法律では市町村などの行政機関や会社やお店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めています。

障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

川崎市でも、民間団体や当事者の方と協議しながら、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」に取り組んでいます。

ここでは、市民の方に向けて、障害者差別解消法についての説明と、どのように取り組めるとよいかの一例をご案内します。

この法律で対象となる「障害のある人」とは？

- **身体障害のある人**
- **知的障害のある人**
- **精神障害のある人**
- **発達障害のある人**
- **その他、難病や障害、社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人**

を言います。障害者手帳を持っていない人も含みます。

この法律のポイント

この法律では不当な差別的取り扱いは、禁止されています。行政機関は必ず合理的配慮をしなければならない義務があります。民間事業者は、できるだけ努力することになっています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者など（お店・会社など）個人事業主やNPOなどの非営利事業者も含みます。	禁止	努力義務※

※法の改正により令和3年6月4日から3年を超えない範囲内で民間事業者も義務化されます。

不当な差別的取り扱いとは？

障害を理由として、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為のことを言います。

お店で・・・

車いすを使っていることを理由にお店に入ることを断る。介助犬がお店に入ることを認めない。

各種入会手続きで・・・

障害を理由にカルチャースクールや、スポーツクラブの入会を断る。

不動産の賃貸契約で・・・

アパートを借りようとしている人が障害があることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。

合理的配慮とは？

障害がある人からお願いをされた時に、負担になりすぎない範囲で障害がある人が困っていることをなくすための対応をすることです

たとえばこのような工夫ができるかもしれません。

お店で・・・

車いすで入りやすい席に優先的に案内した。

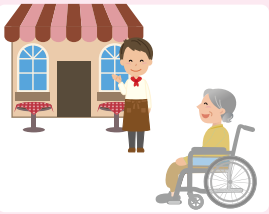

会議で・・・

知的障害がある人が参加する会議で、資料にフリガナをふり、内容を分かりやすくした。

ひとことで障害といっても、それぞれ違いがあり、障害の程度にも差があります。複数の障害がある人もいます。そのため、対応する合理的配慮は、ひとりひとり違ってきます。

次のページから、障害ごとにできる工夫を考えてみましょう。

視覚障害

目の不自由な方です。全く見えない方から光を感じる方、見える範囲が狭い方など、状態は様々です。

周りの状況がわかりにくかったり、慣れていない所の移動が難しかったりすることがあります。

点字や音声、拡大文字で情報を得ている方が多くいます。案内をする時は、どのようにするとよいか尋ねましょう。移動の介助をする時には、一般的には腕をつかんでもらい、半歩先を歩くようにします。「上り階段があります」など具体的に状況を説明しましょう。

ちょうかくしょうがい 聴覚障害

耳の聞こえない、聞こえにくい方です。
外見で判断できないので、障害があると気づいてもらえないことが多いです。
話す言葉だけではコミュニケーションをとることが難しいことがあります。

いろいろな方法で伝えるよう工夫しましょう。手話がわからなくても、「口話」（口の動きを読む会話）や、「筆談」（紙に書く）、身振り手振りなどを活用しましょう。

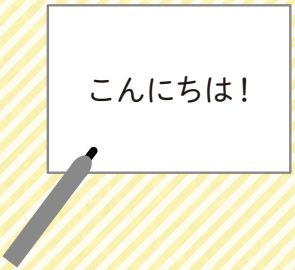

盲ろう者

目と耳の両方に障害がある方です。盲ろう者は、その方の生活環境や障害の程度や障害発生時期により、通訳の方法がひとりひとり異なるのが特徴です。訓練を受けた方が一緒に行動することが多いですが、目や耳の不自由な方へのサポートを参考に、ご本人に望ましい対応ができるとよいでしょう。

手話

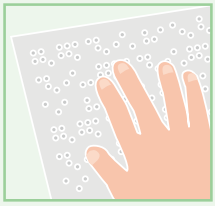

点字

手のひら書き

盲ろう者通訳・介助員の派遣について

神奈川県聴覚障害者福祉センターで、盲ろう者通訳・介助員の派遣事業を実施しています（盲ろう者は無料）。

詳細はホームページでご確認ください。

盲ろう者通訳・介助員派遣

http://www.kanagawa-wad.jp/helper-dispatch.html

肢体不自由

手足や体幹に障害がある方です。車いすや杖を使っている方、筋肉を上手に動かすことが難しい方がいます。

ちょっとした段差を乗り越えることや、物を取りたい時に届かないなど様々な不便なことがあります。また、脊髄を損傷された方では、体温調節が難しい方もいます。

声をかけて、どんなお手伝いが必要か聞いてみましょう。

杖の方はバランスをとるために苦労をしています。突然声をかけたりせず、杖を使っている反対側からサポートをします。

車いすの方には、どのようなお手伝いが必要か確認します。目線を合わせ、一語一語確認するようにします。直接介助をする際には、安全第一で、一人では難しいと感じたら、周囲の人に声をかけましょう。

内部障害

内臓機能などの障害がある方です。ペースメーカーを使っていたり、ストーマ（人工肛門）をつけていたりするなど、内臓などの機能の障害です。疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さをたくさん感じています。

内部障害がある方は、ハートプラスマーク、オストメイトマークなど、内部障害を表すマークを付けている方もいます。

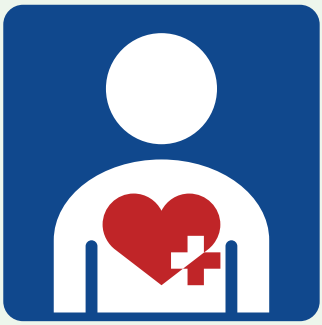

ハートプラスマーク

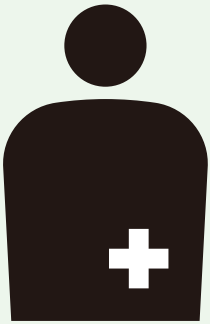

オストメイトマーク

電車やバスの乗り物に乗る時や障害者用のトイレの利用の時のルールを守り、ゆずりあいの気持ちをもてるとよいでしょう。また、疲れやすさに配慮して、できるだけ負担をかけないよう心掛けましょう。

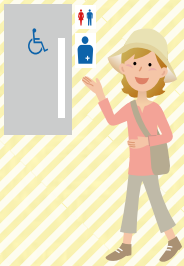

知的障害

発達期（おおむね18歳頃まで）に脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある方です。

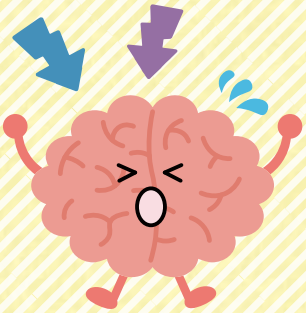

一度にたくさんのことを言われると混乱してしまうことがあるので、短い言葉で、わかりやすく、ゆっくり、繰り返し伝えるとよいでしょう。文字にはフリガナをふる、必要に応じて「はい」「いいえ」など意思表示のためのカードを使うなどもよいでしょう。同伴者と行動する方も多いですが、同伴者だけでなく、ご本人の意思を確認することも大切です。

発達障害

自閉スペクトラム症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、その他これに類する脳の機能の障害があって、通常低年齢時において症状があらわれた方です。大人になってから障害がわかる方もいます。

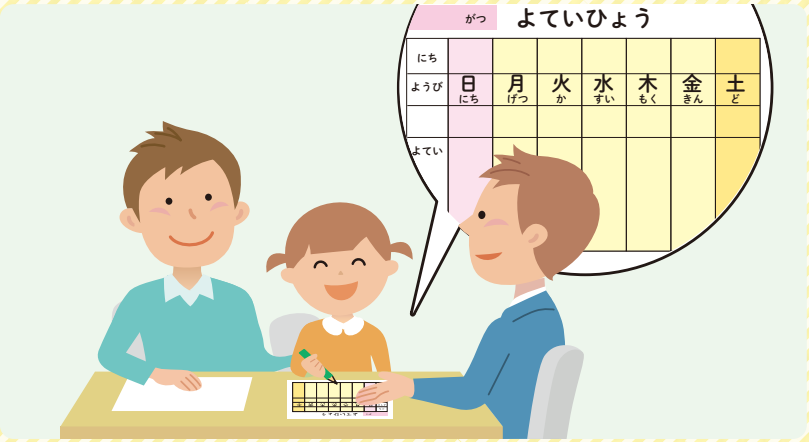

あいまいな表現を理解しにくい方や、相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方がいます。聞いて理解することが得意でも読み書きが苦手だったり、その逆の方もいます。抽象的な表現はせず、短い言葉で伝える、できるだけ具体的に絵や図を使うなどして説明します。

精神障害

精神疾患には様々なものがあります。適切な治療・服薬と周囲の配慮により、症状をコントロールでき、安定した生活を送ることができる方もいれば、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方もいます。外見からわかりにくく、障害について理解されずに孤立して、そのために社会生活に慣れていない方もいます。

ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多いため、不安を感じさせないよう、穏やかな口調で、ゆっくり、丁寧に説明するとよいでしょう。

難病

原因や治療法が確立しておらず、国が指定している病気です。300以上の疾患が指定されています。

人によって症状が違い、外見からは病気であることがわかりづらいことが多いです。

体調に応じた対応が必要になります。困っている様子の人がいたら、何に困っているか聞いてみることから始めましょう。

感染症対策に伴う「新しい生活様式」における障害のある方への配慮について

「新しい生活様式」のもとで、様々な不便や不安を感じている方がいます。ここでは、その一例を紹介しますので、ご理解・ご配慮をお願いします。

視覚障害の方が、物を手に取って確認することへの理解や、体温計や消毒液の設置場所が分からない場合など、お困りの方への声かけをお願いします。

聴覚障害の方は、マスクで相手の口の動きが読めず、情報が伝わりにくいことがあります。身振りや指差し、簡単な筆談などの対応をお願いします。

車いすの方の手の届かないところに消毒液が置かれている場合には、設置場所を変えるなど、お困りの方への手助けをお願いします。

感覚過敏などのためにマスクを着用できない方がいます。ご理解いただき、十分な距離を取るなど、柔軟な対応をお願いします。

まずはちょっとした
「気づき」「声かけ」から…

社会には様々な人がいて、それぞれが「困ったこと」を抱えていますが、必要な配慮は、それぞれの障害や、その時の状況によって違います。

このパンフレットでは障害のある人の困り感やお手伝いの方法を紹介しましたが、これがすべてではありません。

困っている人と相談しながら、適切な対応をすることが大切です。

障害者差別解消法に関するお問い合わせ

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1

電話番号 044-200-0871
FAX番号 044-200-3932

令和3年11月発行